

## ハガキやメールによる架空請求にご注意！

---

### 【相談事例】

- ① SMS（ショートメッセージサービス）に「サイトの未納料金があります。本日中にご連絡ください。」と大手通販会社からメッセージが届いた。

身に覚えはなかったが、確認のため連絡を入れてみると高額な利用料を請求されてしまった。

- ② 「消費者確認通知」と記載されたハガキが届いた。

内容は、「契約不履行により訴状が提出された。」という内容だったが全く身に覚えがなかった。

ハガキには連絡先と期限が記載されているが、連絡した方がいいのか。

### 【市民の方へのアドバイス】

相談事例①及び②は、典型的なハガキやメールによる架空請求の手口です。

ハガキやメールに期限が記載されているからといって慌てて事業者連絡をとると高額な利用料を請求される恐れがあります。

そこで言われるがままに利用料を支払ってしまえば、事業者から次の請求が行われる可能性もあります。

一度支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。

身に覚えのないハガキやメールは相手にしないようにしましょう。

合志市消費生活センター

電話番号：096-248-5442

相談受付時間：10時～16時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

時間外の場合は、「188（消費者ホットライン）」にお願いいたします。